平成27年7月時点更新

政治分野における女性の参画拡大のための ポジティブ・アクションについて ~諸外国の事例を中心に~

> 平成24年4月 内閣府 男女共同参画局

〇お問い合わせ先

内閣府男女共同参画局推進課

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

電話番号:03-3581-2327

FAX番号:03-3592-0408

(注)本資料は、男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会 が作成した資料及び、その他の文献からの調査により、男女共同参画局において編集したものである。

政治分野における女性の参画は国際的に見て低水準

◆ 我が国において、政治分野における女性の参画は徐々に進展しているものの、衆議院議員に占める女性の割合は、列国議会同盟(IPU)の調査によると190か国中153位(平成27年1月現在(※平成24年4月作成時より時点更新))と低く、特に先進諸外国との格差は大きい。

⇒ <図1>

しかもこの格差は拡大する傾向にあり、その背景には、**諸外国が積極的にクオータ制などのポジティブ・アクションを実施してきたことがある**。

⇒<図2~7>

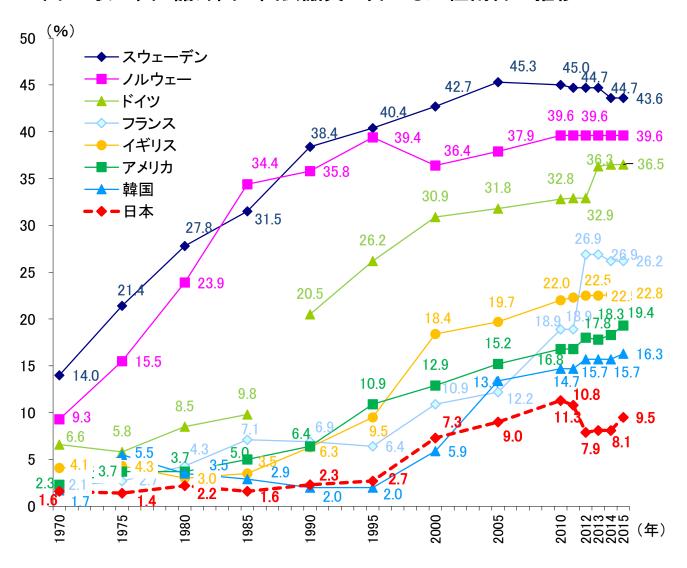
また、地方議会における女性議員の割合も低い状況である。 ⇒<図8>

政治分野における女性の参画の拡大は、政治に多様な 民意を反映するという民主主義の要請からも、男女共同 参画の推進に向けた政策・方針を政治的な優先課題に 反映させるためにも極めて重要



<u>我が国においても、今後、ポジティブ・アクション</u> の導入に向けた具体的な議論が喚起されること <u>を期待</u>

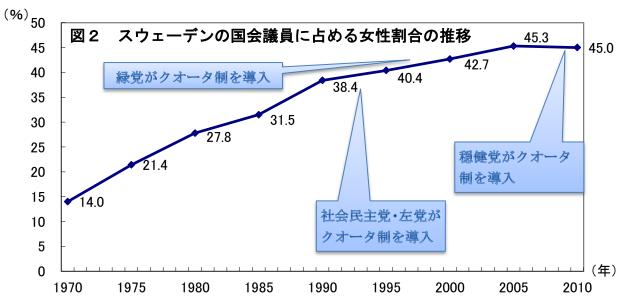
図1 我が国と諸外国の国会議員に占める女性割合の推移



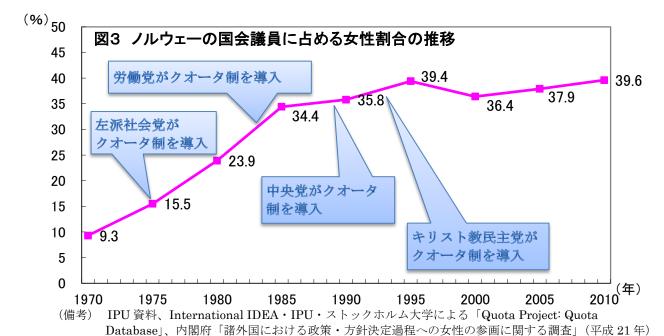
(備考) 1. IPU資料により作成。

- 2. 一院制又は下院における女性議員割合。
- 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字。

※ 上記グラフは平成24年4月作成時より時点更新している(2010年⇒2015年)。



(備考) IPU 資料、International IDEA・IPU・ストックホルム大学による「quota Project: Quota Database」、内閣府「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」(平成 14 年)より作成。



より作成 $(\%)_{50}$ 図4 ドイツの国会議員に占める女性割合の推移 45 40 キリスト教民主同盟が クオータ制を導入 35 32.8 31.8 30 30.9 緑の党がクオータ 26.2 25 制を導入

社会民主党がクオータ制 10 9.8 6.6 8.5 5 5.8 0 2000 1975 1980 2005 2010(年) 1970 1985 1990 1995 (備考) 1. IPU 資料、International IDEA・IPU・ストックホルム大学による「Quota Project: Quota

20.5

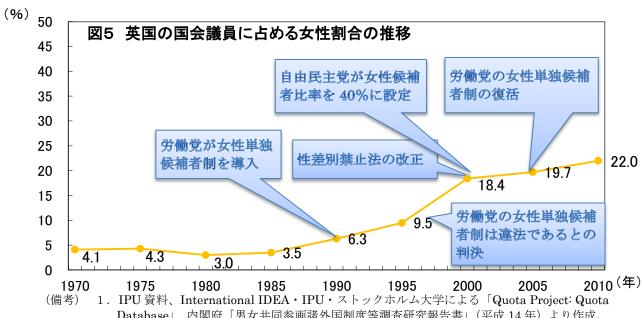
(偏考) 1. IPU 資料、International IDEA・IPU・ストックホルム大学による「Quota Project: Quota Database」、内閣府「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査」(平成 20 年)より作成

2. 下院における女性議員割合。

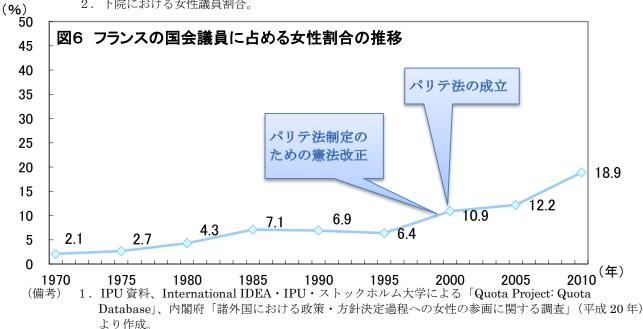
20

15

3. 1985 年までは、西ドイツの数字。



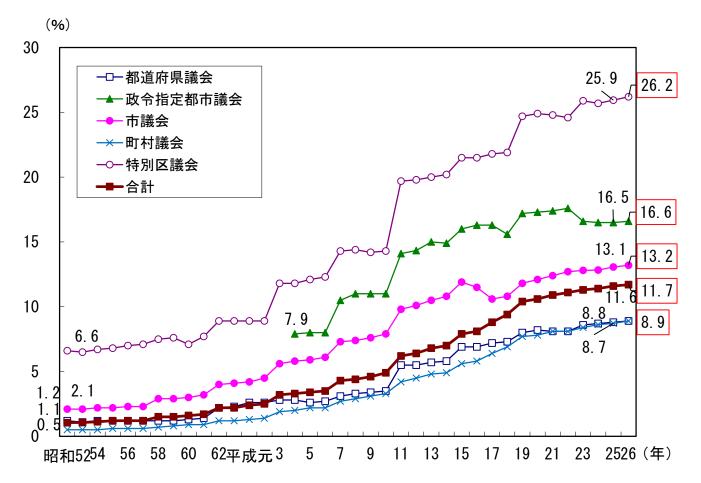
Database」、内閣府「男女共同参画諸外国制度等調査研究報告書」(平成 14 年)より作成。 2. 下院における女性議員割合。



2. 下院における女性議員割合。 (%) 50 図7 韓国の国会議員に占める女性割合の推移 法改正により比例代表候補 45 の奇数順位を女性とするク 40 オータ制を導入 35 法律により小選挙区制候補者におけ る努力義務を導入。割当以上の女性候 30 補者を掲げた政党に補助金を支給 25 20 比例代表候補におけるクオータ制を 15 14.7 法律で規定 13.4 10 5.5 5.9 5 3.5 20 0 2010(年) 1980 1985 1990 1995 2000 2005 1970 IPU 資料、International IDEA・IPU・ストックホルム大学による「Quota Project: Quota Database |、内閣府「諸外国における政策・方針決定過程への女性の参画に関する調査 | (平成 20 年)

より作成。

図8 地方議会における女性議員割合の推移



- (備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」より作成。
 - 2. 各年12月末現在。
 - 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の 合計。
- ※ 上記グラフは平成24年4月作成時より時点更新している(平成22年⇒平成26年)。

図9 地方公共団体の首長における女性の割合

平成27年5月現在 内閣府調べ

	総数(人)	女性(人)	男性(人)	女性割合(%)	男性割合(%)
都道府県知事	47	2	45	4.3	95.7
市区長	813	18	795	2.2	97.8
町村長	928	6	922	0.6	99.4

※ 上記グラフは平成24年4月作成時より時点更新している(平成23年4月1日⇒平成27年5月)。

政治分野におけるポジティブ・アクションの具体例

1. 政治分野におけるポジティブ・アクションの種類

政治分野におけるポジティブ・アクションは、女性議員を増やすことを目的としたもの、政党の内部における女性の参画拡大を目的としたものなどに分類することができる。

また、ポジティブ・アクションの手法にはゴール・アンド・タイムテーブル方式や政党助成金によるインセンティブの付与、クオータ制(割当制)など、様々なものがある。

2. 諸外国の政治分野におけるポジティブ・アクションの例

(1) 女性議員の増加を目的としたもの

ア クオータ制

政治分野においてしばしば用いられるポジティブ・アクションの手法として、クオータ制がある。世界で国政レベル(一院もしくは下院)に以下のクオータ制のいずれか(または複数)の導入が判明している国 108 か国(平成 27 年 1 月現在)である。(※平成 24 年 4 月作成時より時点更新)

<クオータ制の種類>

- A 憲法又は法律のいずれかによる議席割当制(もしくは議席リザーヴ制、議席留保制) (Reserved seats、以下「議席割当制」という。)
 - ⇒ 議席のうち一定数を女性に割り当てることを憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。
- B 憲法又は法律のいずれかによる候補者クオータ制 (Legislated Candidate Quotas、以下「候補者クオータ制」という。)
 - ⇒ 議員の候補者名簿の一定割合を女性が占めるようにすることを 憲法又は法律のいずれかにおいて定めているもの。
- C 政党による自発的クオータ制 (Voluntary Political Party Quotas)
 - ⇒ 政党が党の規則等により、議員候補者の一定割合を女性とする ことを定めるもの。

<世界地域別・クオータ制の種類別 国政レベルにおけるクオータ制の導入国数>

地域	クオータ制を	法令によるクオータ制を導入している国数(%)		政党による自発的	
(地域内国数)	導入している		議席割当制	候補者クオータ制	クオータ制を導入
	合計国数(%)		Reserved	Legislated	している国(%)
			Seats	Candidate Quotas	Voluntary Political
					Party Quotas
アフリカ	36	28	15	15	12
(54 か国)	30	20	15	13	12
	(66.7%)	(51.9%)	(27.8%)	(27.8%)	(22.2%)
アメリカ大陸	20	17	1	16	11
(35 か国)	20	17	'	10	11
	(57.1%)	(48.6%)	(2.9%)	(45.7%)	(31.4%)
大洋州 (14 か国)	2	1	1	0	1
	(14.3%)	(7.1%)	(7.1%)	(0.0%)	(7.1%)
アジア (46 か国)	19	15	7	8	5
	(41.3%)	(32.6%)	(15.2%)	(17.4%)	(10.9%)
欧州 (44 か国)	31	13	0	13	22
	(70.5%)	(29.5%)	(0.0%)	(29.5%)	(50.0%)
合計	108	74	24	52	51
(193 か国)	(56.0%)	(38.3%)	(12.4%)	(26.9%)	(26.4%)

- ※ 合計国数は、世界または各地域において、議席割当制、候補者クオータ制、政党による自発的クオータ制のいずれかを国政レベルで導入している国の合計
- ※ 議席割当制、候補者クオータ制、政党による自発的クオータ制を導入している類型別の国数は、複数の類型のクオータを導入している国については重複してカウントしている。
- ※ 上記表は、平成 24 年 4 月作成時より時点更新している(平成 23 年 3 月末⇒平成 27 年 1 月 27 日。)

資料出所: 2015 年 1 月 27 日現在の International IDEA・IPU・ストックホルム大学による「Quota Project」ウェブサイト(http://www.quotaproject.org/index.cfm)による。

(ア)議席割当制

● ルワンダ

国会議員に占める女性割合第1位(2011年7月31日現在)の ルワンダでは、憲法であらゆる意思決定機関の構成員の少なくと も30%を女性とすることが定められている。

国会議員については、下院議員80名のうち24名を女性とすること、この24名の女性は国内の各州及び首都キガリからそれぞれ2名ずつ選出することが憲法で定められている。そのほか、53の議席が比例代表制で選挙され、3議席が青年や障害者代表に割り当てられているため、2008年9月総選挙では、女性が45人当選して、女性比率が56.3%となった。

(イ) 候補者クオータ制

● フランス

1999年の憲法改正によって、議員職への男女平等参画の奨励が明示された後、2000年に選挙の候補者を男女同数とすることをめざして、選挙制度に応じて以下のような種々の制度を定めた法律(パリテ法)が成立した。

パリテ法により、比例代表制がとられている上院議員選挙では 候補者名簿の登載順を男女交互とすることが定められている。

なお、小選挙区制がとられている下院議員選挙では、クオータ制は採用されていないが、政党の候補者を男女同数に近付けるため、男女の候補者の比率の差が 2%を超えた政党に対しては、制裁として助成金が減額される(2014年の法改正により、助成金の減額率は最大 150%となった(※平成 24年4月作成時より時点更新))。

(参考)

フランスでは、1982年の憲法院による違憲判決後、クオータ制の用語は用いられておらず、上記上院議員選挙もクオータ制ではなく、「パリテ」という用語で説明されている。

● 韓国

韓国では国会は一院制で、選挙制度は小選挙区比例代表並立制がとられている。

2004年の政党法改正、その後2005年の公職選挙法改正によっ

て、比例代表部分につき候補者に占める女性割合を 50%とすること、かつ、奇数順位を女性とすることとされている。なお、割当比率は 2000 年には 30% であったが 2004 年に 50%に引き上げられた。

なお、小選挙区の候補者については、各政党に対し30%を女性とする努力義務が課されている。また、女性の候補者の比率に応じて補助金が支給される。

(詳細については別紙1「韓国・小選挙区における女性候補者比率に応じた補助金支給」参照)

(ウ) 政党による自発的クオータ制

政党による自発的クオータ制には、女性議員を増やすことを目的 としたものと政党内部における女性の参画拡大を目的としたものの 2種類がある。

このうち女性議員を増やすことを目的としたクオータ制については、その内容により3つのパターン(別紙2「候補者名簿におけるクオータ制のイメージ図」参照)に大別することができる。

● スウェーデン

スウェーデンの選挙制度は、拘束名簿式比例代表制がとられている。

各政党で行われている候補者名簿におけるクオータ制の内容は 以下の通りである。

なお、クオータ制を導入していない政党においても近年候補者 のほぼ 40%は女性となっている。

◆ 社会民主党

候補者名簿を男女が交互となるようにする。くパターン2>

◆ 左党

候補者名簿のうち女性を50%以上とする。 〈パターン1〉

◆ 環境緑党

候補者名簿のうち男女の数がそれぞれ 50%±1 名以内になるようにする。

<パターン1>

● ノルウェー

ノルウェーの選挙制度は、拘束名簿式比例代表制がとられている。

各政党で行われている候補者名簿におけるクオータ制の内容は 以下の通りである。

◆ 労働党

候補者名簿における男女の割合をそれぞれ 50%とするとと もに、上位2名には男女双方が含まれるようにする。

<パターン1と2の混合>

◆ 中央党・左派社会党・キリスト教民主党 候補者名簿における男女の割合をそれぞれ 40%以上とする。

● ドイツ

ドイツの選挙制度は、小選挙区比例代表併用制がとられており、 比例代表部分につき各政党で行われているクオータ制の内容は以 下の通りである。

- ◆ キリスト教民主同盟 候補者名簿の3分の1を女性とする。 **<パターン1>**
- ◆ 緑の党 候補者名簿を男女交互かつ奇数順位を女性とする。

<パターン3>

◆ 社会民主党

1990 年に候補者名簿に占める女性割合を 25%以上とするクオータ制を導入し、1994 年には3分の1、1998 年には40%と段階的に割当比率を高めていった。

<パターン1>

◆ 自由民主党

女性議員を増やすことを目的として経験のある女性議員が政 治経験のない若手を育成するメンタリング・プログラムに受 け入れる実習生のうち3分の2を女性とすることを定めてい る。

● 英国

英国の選挙制度は、小選挙区制度がとられている。

1999 年には、イギリスの二大政党(労働党、保守党)のうち、労働党が隣接する2つの選挙区を一括りとみなし、一方の選挙区で女性候補者、もう一方の選挙区で男性候補者を立てるツイン方式を導入した。

また、労働党では、女性単独候補者制(引退議席の半分と、労働党が有利な選挙区のうち半分について、候補者を女性のみとする)を1992年に導入した。この制度は、性差別禁止法に照らして違法との判断が1996年に裁判所によりなされたが、その後、2002年の性差別禁止法の改正により適法に実施することが可能になった。

なお、自由民主党では、2001年と2005年選挙において、一定の選挙区における女性候補者の目標比率を40%に設定したことが知られている。

イ クオータ制以外のもの

● 米国

米国では、政治活動委員会 (Political Action Committee、以下「PAC」という。)と呼ばれる民間の選挙支援組織のうち女性候補者の支援を目的とする団体 (2008 年現在 14 団体) が女性候補者に対する資金援助、女性候補者への投票の呼びかけ等を行っている。このうち、民主党の女性候補者の支援を行っているエミリーズ・リストという PAC の支援を受けて当選した女性議員は1985年の団体設立以来、上院議員19名、下院議員110名、知事11名にのぼる (2015年7月現在のエミリーズ・リストのウェブサイト (http://emilyslist.org/) による (※平成24年4月作成時より時点更新))。

PAC の中には、女性の州議会委員を対象に、議員活動や政策策定のための学習機会の提供等の支援や、若い女性を対象とした研修等を行っているものもある。

● 英国

1993年、労働党が、国会議員や地方議会の議員の候補者になろうとする女性に対し補助金を交付するという制度を導入した。補助金の交

付を受けた女性の中から、国会や地方議会の議員候補者になり、さら には議員になった者が出ている。

また、同党では 2000 年に現職の国会議員が議員候補者に対して教育 的指導や経済的援助をする労働党女性国会議員メンター制を立ち上げ た。

● ドイツ

各政党では、女性政治家の養成のためのメンタリング・プログラムが実施されている。具体的には、以下の通りである。

緑の党は、1999 年にヨーロッパで最初に政党内部でのメンタリング・プログラムを始めた政党である。2008 年には連邦党組織が全地方組織に対し、メンタリング・プログラムの指針を提示した上で取組の実施を呼びかけた。

キリスト教民主同盟では、高いポストにある政治家との懇談、受講者の能力開発のための研修等の内容を持つメンタリング・プログラム を実施している。このプログラムは、女性であれば党員に限らず誰で も応募することが可能である。

その他、自由民主党、社会民主党、左翼党でも女性を対象としたメンタリング・プログラムへの取組実績がある。

● オランダ

労働党、緑の党では、議員候補者を探して勧誘するスカウト制度を 実施しており、オランダ全土から政治家としての素質を持つ者から女 性もスカウトしている。両党では、スカウト制により議員候補者とな った者を対象に政治家になるためのトレーニングも実施している。

● シンガポール

与党である人民行動党では、党の女性部(国会議員と女性党員で構成され、政策立案への女性の参画、教育や雇用を通じた女性の経済的自立を目標に活動を行っている)と専門職の女性グループや若い女性のグループが対話を行う機会を設けることを通して、女性の政治意識の向上を図っている。

(2) 政党内部における女性の参画拡大を目的としたもの

政党内部における女性の参画拡大を目的として党執行部の男女比率を一

定以上にすることを党規約等で定める手法がある(政党内部におけるクオータ制)。

諸外国の例を見ると、政党内部におけるクオータ制は議員候補者名簿におけるクオータ制に先立ち導入される傾向がある。

例えば、スウェーデンの各政党が候補者名簿におけるクオータ制を導入したのは 1990 年代であったが、政党内部におけるクオータ制はそれに先立ち 1970 年代から 1980 年代にかけて政党内部に導入された。

ドイツでは、社会民主党が 1988 年に党役職におけるクオータ制(3分の1を女性とする)を導入した後、1990 年に候補者名簿におけるクオータ制導入した。また、政党内部におけるクオータ制を段階的に導入していった政党もある。キリスト教民主同盟は、まず、1988 年に具体的な拘束力のないガイドラインにおいて女性党員比率に応じた女性候補者が名簿に登載されることを定めた。その後、1994 年に候補者名簿及び党役職の3分の1を女性とするクオータ制の導入を決定し、1996 年に党役職選挙の結果において女性が3分の1に達しなければ選挙をやり直すことを党規約において定めた。

3. 日本の政党における女性の参画拡大に向けた取組

日本の政党でも、政治分野における女性の参画拡大に向けた様々な取組が行われている。

- 女性の新人候補者を対象とした支援金の支給
 - ⇒ <例1>
- 党の意思決定を行う機関に女性を必ず1名は入れる。
 - ⇒ <例2>のように党則でクオータ制の原則を明記して実施している例、事実上そのような運用をしている例がある。
- 女性の国会議員、地方議会議員、立候補予定者等を対象とした政策等の勉強会の実施
 - ⇒ 複数の政党で行われている。

<例1>

A 党では、男女共同参画社会の実現を目指す党の基本理念に基づき、 女性の政治参画を促進するため、女性候補者を支援する目的で平成 11 年に党内に基金を創設した。

党の理念・政策に賛同し男女共同参画社会づくりを進めること、当選後には基金の一員として活動に具体的に参画すること等の条件を満たす女性の新人候補者に支援金を支給している。

支援額は選挙の種類ごとに定められており、国政選挙は 200 万円、都 道府県議会議員選挙は 30 万円、政令市議会議員選挙は 20 万円、市区町 村議会議員選挙は 10 万円となっている。

平成 11 年の基金創設以来、平成 23 年 5 月までに計 484 名の女性が基金による支援を受け、うち 289 名が当選している。

<例 2>

B 党では、クオータ制の原則を定めた党則に基づき、女性の政治参画 を進めるために次のような取組の実施に努めている。

- 1 党の全国連合役員の三役(党首、副党首、幹事長)、各都道府県 連合役員の三役(代表、副代表、幹事長)のうち少なくとも1名 は女性とする。
- 2 党の全国大会(基本理念や党則の改正、役員の任免等を決定する党の最高決議機関)の構成に女性代議員枠を設けてある。各都道府県連合において代議員を選出する際、女性が少なくとも1名以上は含まれるようにする。また、大会議長(若干名)のうち1名は女性代議員の中から選出する。
- 3 全国大会に次ぐ党の決議機関である全国代表者会議の構成に女性代表枠を設けており、全国 11 の各ブロックにつき 1 名の女性代表を選出する。

B 党党則 第3条(クオータ制の原則)

本党は、女性及び社会的に弱い立場の人たちの政治参画を推進する ため、各議会の候補者、全国大会代議員、全国代表者会議代表委員及 び各機関の役員に女性や社会的に弱い立場の人たちの一定比率を保障 するよう努めなければならない。

※ 例1及び例2は、平成23年版男女共同参画白書31頁で紹介した事例。

韓国・小選挙区における女性候補者比率に応じた補助金支給(※)

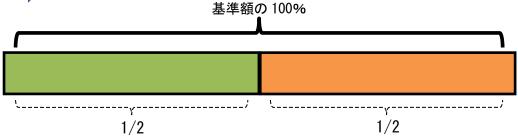
直近の国会議員選挙における有権者総数に 100 ウォン※を乗じた額が補助金 の基準額となり、そのうち 50%を国会議員選挙、50%を地方議会・広域自治体 選挙の補助金とする。補助金の各政党に対する配分方法は以下の通り。

※ 100 ウォン≒7円 (2011 年 10 月現在)

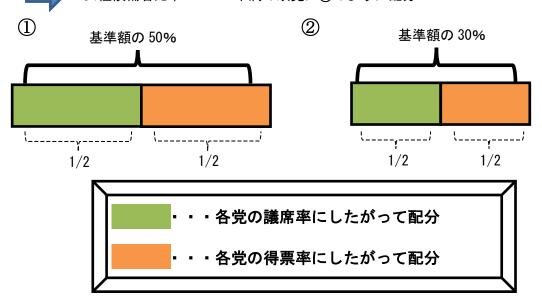
● 女性候補者比率が 30%以上の政党がある場合



女性候補者比率30%以上の政党に対し以下のように配分(30%未満の政党には配分しない)



- 女性候補者比率が 30%以上の政党がなく、15~30%未満の政党がある場合 女性候補者比率 15~30%未満の政党に①のように配分
- 女性候補者比率が 15%以上の政党がなく、5~15%未満の政党がある場合 女性候補者比率 5~15%未満の政党に②のように配分



※内閣府注釈: 韓国の政党助成金(政党資金法に規定されている補助金)は、経常補助金(政党運営補助金)、 選挙補助金、公職候補者女性推薦補助金の3つに大別される。女性候補者比率に応じて分配されるのは、 公職候補者女性推薦補助金。(レファレンス平成17年1月号参照)

候補者名簿におけるクオータ制のイメージ図

名簿作成の裁量幅

大

小

<パターン1>

名簿に占める男女の割合のみ(3分の1以上を女性とする、40%以上を女性とする、男女同数等)を定めるもの

⇒ 具体例:

(拘束名簿式比例代表) A~F

※これら以外にも様々なパターンが考えられる。

(非拘束名簿式比例代表) G

<パターン2>

名簿の登載順を男女交互とするもの ⇒ E、F

<パターン3>

名簿の登載順を男女交互かつ女性を奇数順位とするもの ⇒F

◆ 拘束名簿式比例代表

有権者は政党に投票し、各政党の議席数は得票数に応じて配分される。 各政党はあらかじめ順位をつけた候補者名簿を作成し、名簿の上位から順 番に当選者となる。

⇒ パターン1~3を導入しうる。

◆ 非拘束名簿式比例代表

有権者は政党名か政党が作成した名簿に掲載されている候補者に投票し、 各政党の議席数は政党名と個人名の得票数の合計に応じて配分される。得 票数上位の候補者から順番に当選者となる。

⇒ 候補者名簿において順位付けはなされないことから、パターン1 のみ導入可能。

Α

候 補 者 名 簿 男 1: 男 2: 3: 4: 5: 6: 7: 8: 9: 10:

В

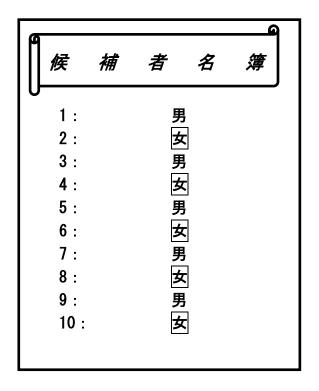
候補	者名簿
1:	男
2 :	男
3 :	男
4:	男
5 :	男
6:	女
7:	女
8 :	<u>女</u> 女
9:	
10 :	女

C D

候 補 者 名 簿 1: 2: **3** : 4: 5: **6** : 男 7: 男 8: 男 9: 男 10: 男

補 候 者 名 簿 1: 2: **3**: 4: 男 5: **6** : 7 : 8: 9: 10:

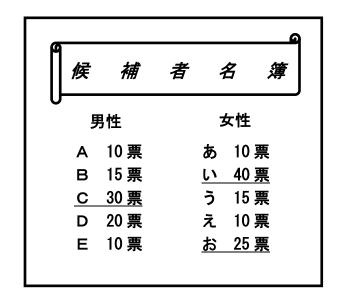
E F





【非拘束名簿式比例代表の場合・具体例 (男女同数名簿の場合)】

G



⇒ 上記の政党に3議席が割り振られた場合、個人の得票数上位3名(いく女性)、C〈男性〉、お〈女性〉)が当選者となる。